

毎週火、金曜日発行（但休日に当る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第九十三号

有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金
交付要綱（昭和三十三年三月鳥取県告示第七十一号）の
一部を次のように改正する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第四条第一項中「元利均等年賦償還」を「元金均等年
賦償還」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の利子補給補助金は、毎年一月一日から十二月
三十一日までの期間に係るものについて年一回交付す
る。

第六条を次のように改める。

第六條 削 除

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の利子補給補助金等交付申請書は、毎年一月一
日から十二月三十一日までの期間に係るものについて、

告 示 目 次

有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び
損失補償金交付要綱の一部改正
健康保険法の規定による医療機関の指定
漁船損害補償法第百十二条第一項の規定に
よる同意を求めるための事前届出

道路の公用廃止

道路、水路の公用廃止

肝てつ検査及び駆除

遊興飲食税の公給領収証の様式の実施

保安林指定の解除予定

昭和三十六年度森林区実施計画の公表

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定に
よる同意を求めるための事前届出

教 委 告 示

昭和三十六年一月鳥取県教育委員会告示
第二号の一部改正

翌年一月十五日までに知事に提出しなければならない。
 第九条を次のように改める。
 第九条 規則第十八条の規定による実績報告書は、別記第五号様式のとおりとする。
 2 実績報告書は、事業完了後十日以内に提出しなければならぬ。

ばならない。
 第二号様式を次のように改める。
 第一加線部 記 除
 第三号様式を次のように改める。

第三号様式

事業計画書

農協名

1 昭和34年度までに融資した資金に係るもの

事業年度	導入家畜種別	導入頭数	購入費	買額の5割	購入額の5割	種年月日	融資総額	借付利率	償還期限	利子補給期間	期首未済償還金額	対左に對する利子補給金額	備考
						年 年 年 年 年 年			月 月 月 月 月 月	から まで まで まで まで まで			
計													

注 1 事業単位ごとに各欄に記載する。

2 昭和35年度以降に融資した資金に係るもの

年度	畜種	頭数	資金別	貸付期間	当初貸付額	年間利子補給金額	利子補給額	利子補給金額	計校	票数
計										

内訳明細 別添 1 有畜農家創設資金利子補給補助金計算票
 2 有畜農家創設資金利子補給補助金集計票

第五号様式

鳥取県知事

股

農業協同組合長 氏 名 印

昭和 年 月 日付受審第 号により交付決定され、補助金の交付を受けた標記事業を別記

のとおり実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

記

1 貸出および導入状況

氏名	貸出状況			家畜導入状況			農畜取得年月日
	貸金別	貸出月日	金額	償還期限	畜種	頭数	
					購買地	購買月日	購買原価
							輸送費
							諸掛
							総額
計							

2 導入家畜名簿

導入者氏名	姓	名	号	生年月日	登録、登記番号	畜	地	購買方法

上記のとおりの方業の実績を認める。

年 月 日

家畜保健衛生所長

印

(記載注意)

各項の記載はなるべく詳細に記載し、特に購買方法については、せり、相対の別、せりについては〇月〇〇市場まで記載し、団体に購買を委託した場合は、その旨も記載すること。

附 則

- この要綱は、昭和三十五年十二月一日から適用する。
- 昭和三十四年度までに実施した事業については、この要綱の規定にかかわらず貸付けの条件及び利子補給の条件については、なお、従前の例による。

鳥取県告示第九十四号

保険医療機関又は保険薬局
 開設者氏名
 管理者
 診療科名
 指定の指定
 記号番号
 年月日
 採点表
 備
 考

小松医院 鳥取市今町 小松 邦美 同上 皮膚泌尿器科 取医 昭和三六、八一、一三〇、甲 新規指定
 民本歯科医院 米子市夜見町一四〇六 民本 群二 〃 〃 歯科 米齒 三二二、一〇 〃 〃 指定期間満了に伴う再指定

鳥取県告示第九十五号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定により漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めめるための事前届出があつたので、同令第五条第三

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十六年二月十七日、

鳥取県知事 石 破 二 朗

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

- 発起人の住所及び氏名

境港市日の出町 池田 梯人
中野町 景山 茂

2 加入区

境港加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

弓北漁業協同組合

弓浜

境港

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年二月十七日から昭和三十六年三月十八日まで

日まで

2 縦覧の場所

境港市役所掲示場

鳥取県告示第九十六号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

米子市富益町

和田町

足立 祥

新路 寿定

2 加入区

弓中加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

弓湾中部漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年二月十七日から昭和三十六年三月十八日まで

日まで

2 縦覧の場所

弓湾中部漁業協同組合事務所

鳥取県告示第九十七号

次の道路は、昭和三十六年二月六日からその公用を廃止した。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

地目又は
は品目 面積又は
数 量

米子市長砂町一〇〇地先から

一〇九ノ二地先まで

道路

一八坪九合
四勺

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第九十八号

次の道路は、昭和三十六年一月二十七日からその公用を廃止した。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

地目又は
は品目 面積又は
数 量

気高郡気高町大字八幡字宮ノ後二五四ノ三地先から

田南立二八四ノ三地先まで

米子市東福原字大南原一四ノ一地先

道路 六〇坪五合一勺

水路 一二坪八合七勺

道路 一二坪九合六勺

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第九十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
三月三日	西伯郡中山町上中山	上中山家畜検査場
"	"	下中山
"	東伯郡関金町山守	山守
"	"	南谷
"	南谷	南谷
"	矢送	矢送
六日	日野郡日野町三谷、下榎	三谷、下榎

"	九日	"	"
"	十四日	小原、貝田	江府町下蚊屋、貝田
"	十七日	"	"
"	十五日	宮原、溝口町根雨原、大平原	根雨原、宮原、大平原
"	十八日	洲河崎、下安井	池の内、洲河崎、下安井
"	"	屋谷	溝口町岩立、金谷
"	二十四日	尾、佐川	江府町吉原、江尾、佐川
"	二十七日	原、溝口	溝口町大阪、大溝口

鳥取県告示第百号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第九条の二第一項ただし書の規定に基づき、昭和三十五年自治省告示第二百一号により定められた鳥取県におい

て使用する遊興飲食税の公給領収証の様式は、昭和三十六年四月一日から実施する。ただし、従前の様式による公給領収証の用紙は、所轄県税事務所長の承認を得て使用することができる。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百一号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 岩美郡福部村大字細川字高浜七二六ノ二二九から七二六ノ二四九まで、七二六ノ五一六（以上二二筆について、次の図に示す部分に限る。）及び七二六ノ二五〇、七二六ノ三四四所在の保安林

指定の目的 飛砂防備のため

- 解除の理由 指定理由の消滅
申請者住所氏名 福部村長 山根 秀雄
- 二 鳥取市賀露町字西浜一、七五七ノ四六〇から四六四まで所在の保安林

指定の目的 風害防備のため

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取市賀露町 賀露町農業協同組

合組合長 理事 小玉 竹藏

- 三 東伯郡羽合町大字野字石脇六七三ノ一、六七四、六八四所在の保安林

指定の目的 魚つきのため

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 羽合町長 秋田 義治

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県庁農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八条第

七項の規定により昭和三十六年度森林区実施計画を昭和三十六年二月十七日次の場所において公表する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

- 1 鳥取県庁
- 2 東部、中部及び西部山林事務所
- 3 各市町村役場

鳥取県告示第百三十三号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
鳥取県東伯郡泊村大字泊 中島 与一
同右 若本 一
- 2 加入区
泊加入区
- 3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
泊村漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

- 1 縦覧期間
昭和三十六年二月十七日から昭和三十六年三月十八日まで
- 2 縦覧の場所
泊村漁業協同組合事務所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和三十六年一月十二日鳥取県教育委員会告示第二号

（昭和三十六年度県立高等学校入学者選抜実施要項）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

八の3を次のように改める。

- 3 入学者選抜のための身体検査及び面接は実施しない。ただし、工業科、水産科及び農業科農芸化学課程の志願者（第二志望を含む）に対しては、それぞれ第一志望校において色神検査、機能検査を行なう。

八の5の(一)を次のように改める。

- (一) 工業科、水産科及び農業科農芸化学課程の志願者は、願書提出前にそれぞれの志望校で色神検査、機能検査を受けることができる。